

石川県弓道審査実施要項（例規）

- (石弓連審第 8号62.3.24)
- (石弓連審第 9号63.2.24-部改正)
- (石弓連審第 95-2号7.2.5-部改正)
- (石弓連審第 96-8号8.2.4-部改正)
- (石弓連審第 98-2号10.1.20-部改正)

日」欄は明確に記入のこと（ ）して曜日も記入する。

オ、記載事項は、万年筆又はボールペンで記入する。（鉛筆書のものを受理しない） 註：「審査請求書」下方欄外の（注意）を確認のこと。

カ、級位受審の審査請求書には、最上端に赤マジック等で横線を引くこと。

（級位、段位の間違いを無くするために）

（2）審査請求書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。 また、審査請求書に記載漏、記載不適當がある場合は受理しない。

（3）射技、学科に遅刻したり、呼出しに応じない場合は、棄権とみなす。

（4）受審者は、全員開始時まで集合のこと（受審要領の説明がある）

（5）級位、段位とも審査は坐射とする。

（6）四段受審者は和服着用とする。（本座にて肌脱ぎ、褌がけをする）

9. 審査に当たって留意すべき事項

（1）行射について

原則として次の一に該当する場合は、請求段級位に相応して、不合格となる場合があります。審査に臨むに当たり、十分練習すること。

なお、初段以上の弓の重なりは、認めません。各自専用の弓を用意すること。

ア、入退場の態度の良くないもの。

（例）執弓の姿勢の悪いもの、末弭の高いもの、自信のない動作のもの。

イ、本座をとれないもの、射位を守れないもの。

（註）前の射手に撞うように、但し、大前が間違っている場合を除く。

ウ、射技について、射法八節の一つでも欠けた行射をし、目立つもの。

（例）早気、極端に悪い残心（身）気力に欠けた射、等。

エ、「失」をした者。

◎矢こぼれ。

◎弦切れの場合の処理の出来ないもの。

オ、行射した矢が矢道にささったり、届かなかったり、幕に当たった者

カ、「間合い」の悪いもの。

（例）「間のび」「間ぬけ」など極端なもの、また軽率な動作のもの。

キ、入退場の動作を間違ったもの。

（例）左進右退を間違っているもの。 余計な動作をするもの。

ク、召集に遅れたもの。

ケ、服装及び着衣の悪い者。

原則として受審者は、弓道衣、白足袋を着用のこと。

（2）学科試験会場には、教本、参考書等の持込むことを厳しく禁じます。

違反のあった場合は、不合格とすることがある。